

監査委員の選任について

次の者を今治市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項前段の規定により同意を求める。

平成31年2月20日提出

今治市長 菅 良 二

記

市 議 会 議 員

重 松 眞 司

「理 由」

野間有造委員が平成31年2月20日に辞任したので、後任者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（以下省略）

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。

（以下省略）